

2020年3月

令和元年度航空機産業調査サマリー  
「民間航空機産業支援に関する紛争案件等調査」

# 本調査の概要について

民間航空機産業支援に関するWTO紛争案件において採択された報告書(パネル報告書及び上級委員会報告書)から、それぞれの事案の補助金協定(SCM)における位置付けからの仕分けを行うとともに、WTOにおける審査手法・議論を調査。具体的には、WTOにおける以下の紛争案件の調査・検討作業を実施(中断・廃止案件を除く)。



調査した紛争案件

## 大型民間航空機に関する紛争ケース(エアバス、ボーイング)

紛争案件番号	申立国	被申立国	紛争案件内容	協議要請日	パネル報告書	上級委員会報告書	履行確認手続き	
							パネル報告書	上級委員会報告書
DS316	米国	EC及びその一部加盟国	エアバス社に対する独仏西英政府の支援	2004年10月6日	2010年6月30日(上訴)	2011年5月18日(DSB採択)	2016年9月22日(上訴)	2018年5月15日
DS317	EC	米国	ボーイング社に対する支援	2004年10月6日	中断			
DS347 <sup>(1)</sup>	米国	EC及びその一部加盟国	エアバス社に対する支援(二次申立て)	2006年1月31日	停止要請⇒廃止			
DS353 <sup>(2)</sup>	EC	米国	ボーイング社に対する支援(二次申立て)	2005年6月27日	2011年3月31日(上訴)	2012年3月12日(DSB採択)	2017年6月20日(上訴)	2019年3月28日
DS487	EU	米国	ボーイング社に対するワシントン州の条件付き減税	2014年12月19日	2016年11月28日(上訴)	2017年9月4日(DSB採択)	是正勧告無し	

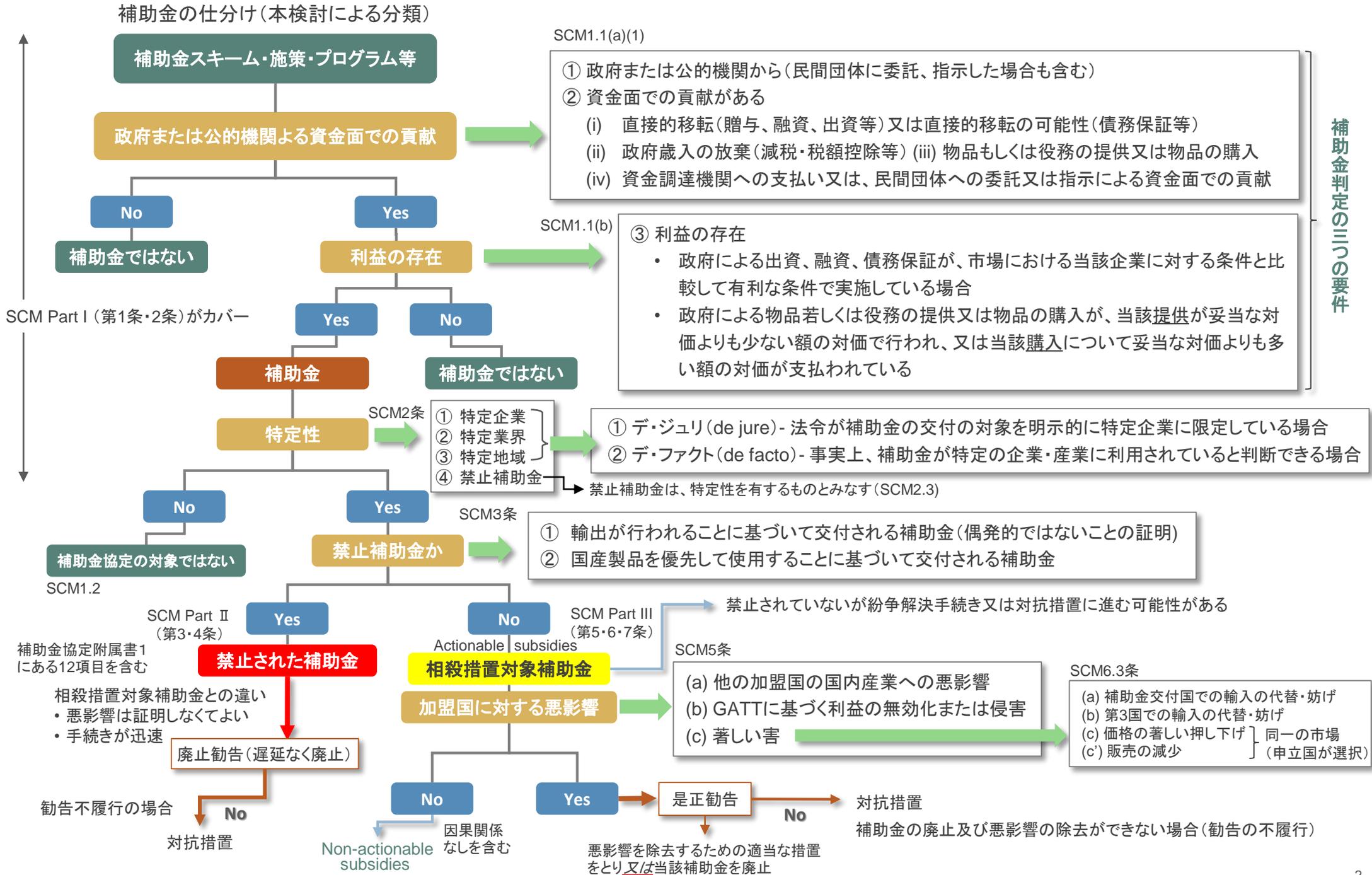
(1) 英国ウェールズ政府のエアバスUKに対する補助金交付に対する提訴(DS316を優先し一時停止⇒消滅)

(2) DS317に対し広範囲な領域での論点(付託事項の拡大)で追加パネルを設置(DS317の手続きは停止)

## 民間航空機に関する紛争ケース(エンブラエル、ボンバルディア)

紛争案件番号	申立国	被申立国	紛争案件内容	協議要請日	パネル報告書	上級委員会報告書	履行確認手続き	
							パネル報告書	上級委員会報告書
DS46	カナダ	ブラジル	エンブラエル機の輸出ファイナンスに対するブラジル政府の支援	1996年6月19日	1999年4月14日(上訴)	1999年8月2日(DSB採択)	2000年5月9日(上訴)	2000年7月21日 対抗措置仲裁-2000年8月28日 2度目履行確認-2001年7月26日
DS70	ブラジル	カナダ	ボンバルディア社に対するカナダ政府及び州政府の支援	1997年3月10日	1999年4月14日(上訴)	1999年8月2日(DSB採択)	2000年5月9日(上訴)	2000年7月21日
DS222	ブラジル	カナダ	ボンバルディア社へのEDC及びIQの支援	2001年1月22日	2002年1月28日(DSB採択)		対抗措置仲裁 2003年2月17日	
DS522	ブラジル	カナダ	ボンバルディア社C Seriesへのカナダ政府、ケベック州による開発支援	2017年2月8日	審議中			

# 補助金の仕分けについて



# 仕分け結果 – DS316（欧州に対する提訴）

紛争番号	案件	資金貢献	利益の存在	特定性	禁止補助金	2段階アプローチが取られた		重要な論点	
						悪影響	因果関係		
DS 316	一般的ランチ支援プログラムの存在	システマティックなランチ支援プログラムの存在を証明できていない							補助金には寿命があり、設備投資が償却されるようにその効果も消滅してゆくとした PwCによる“償却レポート”によるとA300/A310/A320/A330/A340に対する補助金の寿命は2011年12月1日（欧州の履行報告）までに尽きていた 償却期間は融資契約締結時の予想販売期間を使用 メンバー国融資のIRRは市場のベンチマーク金利より低い ベンチマーク金利は、融資契約時のEADS債イールド+プログラムリスクプレミアム（開発リスク、マーケットリスク）で試算された
	ランチ支援・メンバー国融資								
	A300ランチ支援(独仏西)	○	X消滅(寿命)	○		○	○		
	A310ランチ支援(独仏西)	○	X消滅(寿命)	○		○	○		
	A320ランチ支援(独仏西英)	○	X消滅(寿命)	○		○	○		
	A330/340ランチ支援(独仏西英)	○	X消滅(寿命)	○	X	○	○		
	A330-200ランチ支援(仏)	○	X消滅(寿命)	○	X	○	○		
	A340-500/600ランチ支援(仏西)	○	X消滅(寿命)	○	X	○	○		
	A350XWBランチ支援(独仏西英)	○	○	○	X	○	○		
	A380ランチ支援(独仏西英)	○	○	○	○→X	○	○		
	欧州投資銀行融資(13項目)	○	○	X				米国は特定性を証明できなかった	
	ハンブルグ(湿地帯埋立・リース)	○	○	○		○	○	A380製造用土地・施設が低価格でリース⇒リース料改訂(是正)	
	ブレーメン(滑走路延長)	○	○	○		○	○	ブレーメンで滑走路延長工事(ベルーガ空輸)⇒着陸料改訂(是正)	
	ノルデンハム(施設拡張支援)	○	X消滅(寿命)	○		○	○	補助金の効果は消滅	
	トゥールーズ(A380製造支援)	○	X					利益分析の資料不足(欧州は都市計画の一部と主張)	
	ブロートン(A380翼製造支援)	○	○	X				欧州は一般的にウェールズで利用可能な支援と主張	
	スペイン政府(ラ・リンコナダ等での支援)	○	○	○		○	○	一部の補助金の寿命は尽きていない Sevillaへの補助金は消滅・LCA関連の使用中止(是正)	
	スペイン地方政府(アンダルシア州等支援)	○	○	○		○	○		
	ドイツエアバスへの債権放棄	○	X					利益分析が十分なされていない	
	ドイツ政府エアバス出資・株式のダイムラーへの譲渡	○	X消滅(寿命)	○		○	○	会社形態の変更(民営化・リストラ)により、補助金が消滅、抽出されたとの欧州の主張を退けたが、時間の経過とともに補助金の利益が消滅したと認定された	
	フランス政府エアロspashial出資	○	X消滅(寿命)	○		○	○		
	ダッソー株式のエアロspashial移転	○	X					利益分析が十分なされていない	
	ECのR&TDプログラムへのエアバスの参加	○	○	○				ドイツのLufo3と英国のTPは特定性なしと判断	
	ドイツのR&TD助成金	○	○	△				その他はすべて補助金と認定されたが、悪影響との因果関係が証明されず、相殺措置対象の補助金とはならなかった	
	フランスのR&TD助成金	○	○	○				これらは、R&TDの補助金が無くともエアバスはLACファミリーの開発に踏みきったという判断(ランチ支援、出資、インフラ整備補助金は、これらの補助金が無ければ、エアバスは次々とLCAの開発を行うことができなかったため悪影響との因果関係があると認定)	
英国のR&TD助成金	○	○	△						
スペインのR&TD助成金	○	○	○						

米国が立証しなかった事案

最終的に残っている相殺措置対象補助金

米国は争ったが敗訴

上級委員会で逆転判決  
パネルは仏を除く支援は禁止補助金と認定

上級委員会で逆転判決

反実仮想モデルでの因果関係検討

イエロー補助金
イエロー補助金だが利益は消滅(寿命)
イエロー補助金だが悪影響を及ぼしていない
補助金ではない

Non-actionable subsidies

# 仕分け結果 – DS353(米国に対する提訴)

ワシントン州の優遇税制(2024年までの時限法)  
悪影響との因果関係が認められた唯一の案件

履行確認手続きでは補助金の集合と一括的分析が行われた

紛争番号	案件	資金貢献	利益の存在	特定性	禁止補助金	悪影響	因果関係	重要な論点	
DS 353	ワシントン州・地方自治体	HB 2294 優遇税制	○	○	○	X	○	○	• SCM1.1(a)(1)(ii)の補助金に認定 • 雇用目的で輸出目的ではないとの判断
		エバレット B&O 減税	○	○	○	X	X		履行確認手続きでは、悪影響は単通路機に対してのみと判断
		オリンパスプロジェクト補助金	○	○ (一部)	○		X		• ERC(従業員リソースセンター)と従業員教育プログラムのみ補助金協定1及び2条の補助金であると認定
	カンサス州・地方自治体	ウチタ IRB 減税	○	○	○→X→△				• SCM1.1(a)(1)(ii)の補助金に認定(69%をS/B社が使用)
		KDFA 公債(Spirit社が使用)	○	X					• 欧州はボーイングに対する利益の移転を証明していない
	イリノイ州・地方自治体	ボーイング本社移転費補助	○	○	○		X		• 補助金として認定されたが、少額で著しい害を生じているとはいえない
		移転前テナントリース支払い	○	○	○		X		
	NASA 航空関連 R&D	ACTプログラム	○	○	○		○	○→X→△	• NASAの下でのボーイング社の研究開発は、ボーイングの研究開発目的に沿ったものであり、米国政府の目的ではない • NASAは研究結果の見返りとしてボーイング社に資金を提供しており出資に近い状況で、資金の直接的移転と見なす(JVに近い契約) • DODの一部の研究開発は、ボーイングの研究開発目的に沿ったものである(JVに近い契約) • 是正勧告を受けてからNASAとDODとの契約を改訂(知的財産権の帰属を民間ベースに改訂) • NASA・DODの一部プログラム廃止と縮小 • 履行確認手続きでは、パネルはPre-2007補助金、Post-2006補助金による悪影響への因果関係を却下 • 上級委員会は、パネル判断を却下(パテントシェアではB社に有利)
		HSRプログラム	○	○	○		○	○→X→△	
		ASTプログラム	○	○	○		○	○→X→△	
		HPCCプログラム	○	○	○		○	○→X→△	
		航空安全プログラム	○	○	○		○	○→X→△	
		QATプログラム	○	○	○		○	○→X→△	
		VSPプログラム	○	○	○		○	○→X→△	
		R&T Baseプログラム	○	○	○		○	○→X→△	
DOD(国防省) 航空関連R&D	○	○	○			○	○→X→△		
DOC(商務省) ATPプログラム	○	○	X					• ボーイング参加は補助金だが特定性証明ができていない	
NASA/DOD IP waivers/transfer	○	○	X					• NASAは特許権移転を自動的に実施、特定性が無い	
NASA/DOD IR&D/B&P プログラム	○	○	X					• 欧州はLCA生産との関係を証明できなかった	
DOL 787 worker training grants	○	○	X					• 交付金は補助金だが特定性が証明できなかった	
輸出促進税制	FSC/ETI(外国貿易法人・域外所得控除制度)	○	○→X→○	○	○			• FSC事件勧告がすでに存在(是正勧告無し)	

• パネルは、履行期間終了後の特定性が消滅(69%→32%)したとした  
• 上級委員会はパネル判断を却下したが、特定性を評価できないとした

が、ライセンス契約の見直しをしたが、是正されなかったとの判断

履行確認手続きでは、パネルは因果関係を否認。上級委員会はパネル判断を却下したが、検討は不可能とした

契約外での研究費の一部をNASA・国防省との契約で還元する制度

イエロー補助金    イエロー補助金だが悪影響を及ぼしていない    レッド補助金    補助金ではない

履行確認手続きでは、パネルは、是正期間以降の利益はない(不使用)としたが、上級委員会は是正していないと判断

Non-actionable subsidies

# 仕分け結果 – DS353続き及びDS487(米国に対する提訴)

DS353 続き(履行確認手続きでワシントン州と同等な補助として新たに審査)

補助金の集合と一括的分析が行われた

紛争番号	案件	資金貢献	利益の存在	特定性	禁止補助金	悪影響	因果関係	重要な論点
DS 353	土地リース(787組立て工場とポート社から買収した中央胴体組立て工場用地)	X						・資金的貢献の移転(ポート社→ボーイング社)を欧州は証明できていない
	工場・インフラ支援	Air Hub債	○	○	○		X⇒△	・ボーイングは特定性を争わなかった
		EDB債	○	○	X⇒△			・実質的な特定性分析
	FILOT合意書-資産税減税	○	○	X				・実質的な特定性
	MCIP所得控除	○	○	X⇒○		X⇒△	・実質的な特定性分析	
	雇用に対する所得控除	○	X					・他の所得控除との差異
	貨物機(ドリームリフター) 資産税免除	○	○	○		X⇒△	・実質的な特定性	
	売上・使用税免除	○	○	○		X⇒△	・利益の存在	
従業員教育	○	○	X				・特定性	

履行確認手続きで審議

パネル判断は却下され  
たが、分析は不可能

上級委員会で逆転判決

パネルは因果関係を否認。上級委員会はパネル判断を却下したが、検討は不可能とした

サウスカロライナ州の支援は、Gemini プロジェクト(ボーイング社の787第2組立て工場誘致)とEmeraldプロジェクト(ポート・アレニア社のJVで787中央胴体組立て工場誘致→後に787遅延に対してボーイングが買収)に分かれるが、審議はこの二つのプロジェクトに対する支援内容に分けて行われた

DS487 (DS353履行確認手続きでサウスカロライナ州の支援と同様、ESSB5952の審査が申請されたが却下⇒別の紛争案件として欧州が提訴) 777X組立工場に関する補助(HB2294を2040年まで延長する法案)

紛争番号	案件	資金貢献	利益の存在	特定性	禁止補助金	悪影響	因果関係	重要な論点
DS 487	ワシントン州優遇税制 ESSB 5952 (777X) 2025~2040 (HB2294の延長法)							<ul style="list-style-type: none"> <li>・パネルは立地条件①と②を同時に考慮すると777Xプログラムに対するワシントン州のB&amp;O減税はSCM3.1(b)の禁止補助金(国産物品優先)と認定(de facto)</li> <li>・上級委員会は②は組立工場に関するもので国産物品優先を条件としたものではないとパネルの判断を却下</li> </ul>
	立地条項①RWC 82.32.850				○⇒X			
	立地条項②RCW 82.04.260(11)(e)(ii)				○⇒X			

相殺対象補助金か?

上級委員会で逆転判決

欧州が争ったポイント⇒禁止補助金かどうか  
パネルは認定したが上級委員会が却下  
(欧州はレッド補助金として争ったのでイエロー補助金での判断はなし)

輸出補助金か? 条件付き優遇税制は

立地条件① RWC 82.32.850  
2014年7月9日以降、ワシントン州で最終組立を開始されること

立地条件② RCW 82.04.260(11)(e)(ii)  
最終組立又は翼組立工場がワシントン州外だと、この優遇税制は適用とならない

イエロー補助金      補助金ではない

# 仕分け結果 – DS46 & DS70 & DS222 (ブラジル・カナダに対する提訴)

紛争番号

案件

資金  
貢献

利益の  
存在

特定性

紛争番号	案件	資金 貢献	利益の 存在	特定性	禁止 補助金	悪影響	因果 関係	重要な論点
DS 46	輸出補助スキームPROEX(ブラジル) - 利子補給	○	○	○	○			利率で2~3.8%分を国庫補助金として融資機関に支払うことにより、購入者の正味金利を低下させる。このスキームは、リージョナル機が輸出されるのが条件
DS 70	EDC (輸出開発公社) デットファイナンス(融資期間が長期)	○	X					• 証拠不足で利益の存在が立証されなかった
	融資保証							• 融資保証したことを証明できなく却下
	CRJCIへの出資とSLB							• SLBをしたプログラムに出資したことを証明できなく却下
	残価保証							• 残価保証したことを証明できなく却下
	カナダアカウント(国の裁量で判断)	○	○	○	○			• カナダは情報を提出しなかったので“不利の推量”にて立証
	オンタリオ州のデハビラント社株式の売却	○	X					• \$49Mの売却に対して利益の存在(株価上昇)が証明されていない
	カナダ・ケベック州の補助金協定							• 補助金が支給されたかどうかの証明がなされていない
SDI(ケベック産業開発社)の利益供与							• 支援をしたという十分な証拠が示されていない	
TPC(Technology Partnerships Canada)		○	○	○	○		• 返済条件付き融資で輸出を前提とした補助金と認定	
DS 222	EDC コーポレート・カナダアカウントとIQ (Investment Quebec) の存在("As Such")							法令の存在(Such As)と実際の運用面(As Applied)の両面で争われた
	EDC カナダアカウントのエア・ウィスコンシンへの融資	○	○	○	○			• プログラムが輸出を義務付けているとは証明されていない(裁量的/義務的の違い)
	EDC カナダアカウントのエア・ノストラムへの融資	○	○	○	○			• オファーされた金利は市場金利より低いものだった(カナダはエンブラエルにマッチングしたもので、エンブラエルがオファーした金利が市場金利と主張) → 却下
	EDC コーポレートアカウントのコム・エアへの融資(1996年7月、1997年8月、1999年2月)	○	○	○	○			• 顧客の格付けを過大評価した金利をオファー
	EDC コーポレートアカウントのASA,ACA,ケンデルエア、ノストラム、コム・エアへの融資(1996年12月、1997年3月、1998年3月)	○	X					• 輸出が行われることを前提にした補助金形態
	EDC コーポレートアカウントのASA,ACA,ケンデルエア、ノストラム、コム・エアへの融資(1996年12月、1997年3月、1998年3月)	○	X					• 利益をもたらしていないと判断された
	IQのACA、エア・リットラル、ミッドウエー、メサグループ、エア・ノストラム、エア・ウィスコンシンへのエクイティー・ギャランティー	○	X			X		• エクイティー・ギャランティーは市場でもオファーされているとカナダが証明
IQのメサグループ、及びIQのEDCを通じたエア・ウィスコンシンへの融資保証					X		• 利益の存在を証明できなかった	
	IQのメサグループ、及びIQのEDCを通じたエア・ウィスコンシンへの融資保証							• エア・ウィスコンシンへの融資保証は補助金だが輸出補助金ではない

• カナダアカウント融資条件変更  
• TPC支払い停止

USD 248M 対抗措置承認  
(未発動)

対ブラジル

対カナダ

レッド補助金

補助金ではない

# 提訴内容 – DS522 (カナダに対する提訴-審議中)

ブラジルは、ボンバルディア社C Series(現在はA220)の開発に対しカナダ政府及び地方政府が補助金協定に違反する支援を行ったと提訴した

紛争番号	案件	提訴内容	
DS 522	ランチ支援	カナダ政府のランチ支援	• IC (Industry Canada-カナダ政府機関)を通してCAD350Mのランチ融資を提供
		ケベック政府のランチ支援	• C Seriesの最終組み立て工場をケベック州に建設する条件でCAD118Mを支援
		カナダ政府のサプライヤーも含めた融資	• Technology Partnerships Canada Program を通じたボンバルディア及びそのサプライヤーに対する条件付きCAD1.6Bの融資
	出資	ケベック政府のCSALP 出資	• C Seriesプログラム救済のため、C-Series Aircraft Limited Partnership ("CSALP")の株49.5%をUSD1.0Bで取得
		ケベック政府のCBT Holdco 出資	• ボンバルディア社救済のため新たに設立された鉄道部門の持ち株会社の30%の株式をUSD1.5Bで取得
	保証	ケベック州のボンバルディア社に対する信用枠	• CDPQ(Caisse de Dépôt et Placement du Québec)によるCAD195Mの信用枠提供
		ケベック州のボンバルディア社に対する融資保証	• ケベック州のPASI(Strategic Support for Investment Program)を通しての融資保証及び財務サポート
	減税 控除	ケベック州ミラベル市の減税・控除	• C Seriesの製造工場に対する10年間の税額控除
		カナダ政府の研究開発に対する優遇税制	• Scientific Research and Experimental Development Tax Incentive による優遇税制
		カナダ政府の加速償却	• カナダ政府の2007年に施行した機械及び装置に対する加速償却制度
		ケベック州の税額控除	• ケベック州の基礎開発に対する税額控除制度
	R&TD	カナダ政府のボンバルディア社開発支援	• Innovation, Science and Economic Development Canada によるボンバルディア社へのCAD20Mの補助金
		カナダ政府のSADI支援	• Strategic Aerospace and Defense Initiative によるC Series サプライヤーを含んだCAD1.28Bの補助金(2015年時点でCAD788Mがサプライヤーに支出)
		カナダ政府GARDN支援	• カナダ政府のGARDN(Green Aviation Research & Development Network - ボンバルディア社メンバー)へのCAD18Mの補助金
		カナダ政府及びケベック州のCRIAQ支援	• CRIAQ(Consortium for Research and Innovation in Aerospace in Québec - ボンバルディア社メンバー)に対するカナダ政府及びケベック州の補助金
		カナダ政府及びケベック州のCARIC支援	• CARIC(Consortium for Aerospace Research and Innovation in Canada - ボンバルディア社メンバー)に対するカナダ政府及びケベック州の補助金
		カナダ政府及びケベック州のAéro Montréal支援	• Aéro Montréal(ボンバルディア社メンバー)に対するカナダ政府及びケベック州の補助金
	その他	ケベック州のQAS支援	• Quebec Aerospace Strategy による航空宇宙産業へのCAD700M(2006-2016)の補助金
		ケベック州によるEmploi-Québec 支援	• ケベック州によるEmploi-QuébecによるCAD4M(CAD2MはC Series)の支援
		カナダ政府によるCEDQ支援	• カナダ政府のCEDQ(Canada Economic Development for Quebec Regions)への補助金

ボンバルディア救済